

厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第2 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH7N9であるものに限る。）A/Anhui/1/2013（H7N9）（NII DRG-10.1）</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>第2 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3 (略)</u></p>